

神戸地方裁判所委員会（第28回）議事概要

1 日時

平成27年2月9日（月）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

麻田光広，池澤憲司，杉本直己，瀬川均，玉森たりほ，陳來幸，中邨清一，南部真知子，野口勝久，野崎弘，野原神川，増田耕兒，山下郁夫（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

平島正道（神戸地方裁判所第1刑事部裁判官）

（庶務）

藤田敏之（事務局長），笹井卓（民事首席書記官），新津隆弘（刑事首席書記官），小切俊昭（事務局次長），荒谷智一（事務局次長），安達正広（総務課長），松田栄司（総務課課長補佐），長野香織（総務課庶務第一係長）

4 議事

(1) 委員の交替（退任委員，新任委員及び再任委員の紹介）

退任委員として，平成26年8月25日付け退任の高野伸委員，新任委員として，同日付け就任の山下郁夫委員，再任委員として平成27年2月1日付け再任の野崎弘委員及び村田泰男委員の紹介があった。

(2) 委員長を選任

山下郁夫委員が委員長に選任された。

(3) 5年目を迎えた裁判員制度について（平島正道裁判官）

裁判員制度の概要，裁判員制度についてのアンケートや裁判員経験者へのア

ンケート結果の紹介，アンケート結果を通して制度開始から5年を経過して見えてきた問題点，それに対する対策等について説明があった。

(4) 神戸地方裁判所における裁判員制度広報について（安達正広総務課長）

これまでの広報活動の概要及び今後の国民の参加意欲向上のための広報活動の内容等について説明があった。

(5) 神戸地方検察庁における裁判員制度広報についての説明（野口勝久委員）

法教育の観点からの中高生に対する広報活動への取組等について説明があった。

(6) 兵庫県弁護士会における裁判員制度広報について（麻田光広委員）

現在，裁判員制度に特化した積極広報は行っていないが，法教育の観点から，裁判の仕組みや役割について小中学生に対して授業を行っているなどの説明があった。

(7) 裁判員制度の運用上の問題点，対策，広報活動等についての意見交換

（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

○ 裁判員裁判に掛かる期間は，平均どれくらいか。また，長期化している事件というのは，どれくらいの長さをいうのか。

● 平成25年では，裁判員が裁判手続に参加した日数は，半数以上の事件で5日以内である。

○ 5日というのは，どれくらいの期間に渡るのか。

● 例えば，5日の場合であれば，月曜日から金曜日までの一週間ということが多いと思う。それ以上になる場合には，例えば，2週にわたって3日ずつ行うこともあるかもしれない。

○ 一週間という程度か。裁判員裁判の長期化というのは，1年，2年，3年と掛かるものであるというイメージであった。

● ごく一部に，100日を超えるような超長期化事件と言われる裁判があり，それがマスコミにクローズアップされている。

- 「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民が自主的に関与すべきであると思いますか。」というアンケートの問いに対して比較的ネガティブな意見が多かったが、その意見の理由のデータがあれば知りたい。
- 今は、理由についてのデータは持っていない。
- 裁判員裁判で出た判決が控訴審などプロの裁判官による裁判で逆の結果となる割合はどれくらいか。
- 平成25年では、控訴審での終局人員455人のうち破棄されたものは31件である。裁判員裁判以外の事件ではもう少し高く、1割弱である。
最近では、死刑判決が控訴審で破棄されたものも、数は少ないが、二、三件出ている。
- 説明の中で、5年を経過した裁判員裁判の課題として、出席率の低下と裁判員の精神的な負担が挙げられていたが、この二つは裏表の関係だと感じた。
精神的な負担がどのようなものかは経験者でないと分からないと思うので、裁判員経験者が実際にどういうことを精神的な負担だと感じたのか知りたい。
また、有罪や死刑になる可能性がある重大な事件の犯罪者と一定の期間法廷で顔を合わせるのも、関係者から報復されるのではないかと不安に感じるのではないかと思うが、この5年間で裁判員経験者が実害を被るような例はあったか。
- 精神的負担の実例として、ショッキングな写真など法廷で見る証拠に苦痛を感じるということがよく言われているが、実際には、生々しい遺体や傷の写真が裁判に必要な場合はあまりなく、裁判員が苦痛を感じるようなものを法廷で取り調べる例は、あまりない。傷の状況が裁判の争点に関係する場合でも、医師が書いた図を使うなどすれば理解できる。
ただし、写真がないから精神的負担がないという簡単なものではない。例えば、性犯罪などの事件であれば、写真を見なくても、知りたくないと感じるような内容に触れざるを得ないこともあり、苦痛を感じることもあると思

う。

そういう場合には、現在では、早い段階からフォローするようにしており、裁判員選任手続の日に、候補者に対し、「今回の裁判では場合によってはこういう内容が法廷で出ることがあるので、精神的に耐えられるか考えて、場合によれば辞退を希望してほしい。」というような説明をしている。

また、実際に選ばれた方についても、法廷でそういうことが起こる前後に我々裁判官の方でフォローしたり、後で「大丈夫でしたか。」と休憩を入れたりしてケアしている。その上で、資料にあるようなメンタルヘルスの制度も使っている。

このように、終わった後からだけでなく、始まる段階から、途中の経過も見て、ずっとフォローしており、私が担当した事件では、後でトラブルになったことはない。

また、裁判員は、被告人の家族等から恨まれたりしないかということは気にされており、私たちも常に気を付けている。実際にトラブルになったケースは報告されていない。

私自身、名前を公表して多くの裁判を行ってきた。裁判員制度が始まる前に裁判官だけでやっていた時代にも、法廷に暴力団が多数詰めかけるような事件も経験したが、危害を被ったり、嫌がらせを受けたことは一度もないので、その点は大丈夫だと思う。

- 報道する方は、制度自体を間違っているとまでは言わなくても、こういう問題点があるという部分の報道をすることが多いと感じる。裁判員裁判で出た判決がほとんど維持されているとか、市民感覚が取り入れられているという面についての報道はめったになく、裁判員が下した判決が上の裁判所で否認されたなど、悪いイメージの報道が目につくことが多い。制度前と後の判決で、市民感覚が取り入れられた結果このように変わったとか、裁判員裁判で市民感覚を取り入れて出された判決が、上の裁判所でもほとんど破棄され

ずに維持されているとか、前向きな報道ももっとするよう、放送局や新聞社などに依頼することが大事ではないか。

- ◎ 裁判所としても、そのような良い情報もきちんと出していくということか。
- 裁判員制度に関し、私の勤務する会社がどういう状況か、自分なりに見てみた。始まる前には、企業も休暇の件などきちんとやっており、その頃は、広報関係もアナウンスされていたのだと思う。パソコンで勤務管理をしているが、実は自分の出欠勤を付ける所に裁判員休暇という枠が5年前からあったことに、初めて気付いた。こういうところから見ると、5年前には、企業も裁判員制度への対応を真剣にしていたが、今では特にフォローしておらず、5年前から進んでいないというのが実態だと思う。ただ、裁判員休暇は全て取れる制度になっている。

裁判員候補者の約半数が事業における重要用務を理由として断っているというデータがあるようだが、出席率を上げるための方法を考えるに当たっては、職業別や年齢別に分析するなどもう少し原因を分析して掘り下げた上で、ピンポイントに対応することが必要ではないか。

精神的な負担というのはなかなか難しい問題だが、負担と感じてから保護するのか、事前にケアするのかということが、課題ではないかと思う。

- ◎ 裁判所も、制度が始まる前には制度広報ということでいろいろな活動をし、企業訪問して制度の説明や休暇の制度についてのお願いをしたりして、その時には企業側でも関心が高かったが、5年たつとそれぞれの職場での関心も薄れているのではないかという御指摘、また、出席率の低下については、もう少し細かくデータを見て、どういう層で落ちているかを調べ、それに基づいて広報のターゲットを絞り込むべきではないかという御指摘と理解する。
- 制度的な部分でいうと、日本の場合、非常に重い刑事事件に絞っているので、やはり敷居が高いと感じられるのではないか。他の国であるように、特許事件や労働問題に関する民事事件など、もう少し一般的に関心があるよう

な事件であれば、もっと皆の関心が集まるのではないかと思う。

制度が始まる前や始まってしばらくは、周知ということで、マスコミも制度の問題などいろいろなことを取り上げたが、今は、判決が覆されたとか、写真を見て倒れたとか、精神的苦痛により国家を訴えたとか、マイナス面での報道になってしまう。一方で、報道には、問題点を指摘して更により制度にするチェック機関としての役割もあり、国民が、仕事を抱えた中で裁判員をやってみたいかというと必ずしもそうでない状況で、「いいものですよ。」とばかり言うのは難しい。問題点がニュースになりやすいので、そういうところに飛びついてしまいやすいというのは報道機関の反省点であるとは思う。

裁判員経験者が総論としてやってみてよかったと言っているのは分かるが、裁判員ナビゲーションを見ても裁判員経験者の声というのは一般的な話しか載っておらず、個々の具体例は分からない。守秘義務とのバランスもあるのだろうが、裁判員経験者の意見交換会や公の場などで、裁判員は、具体例をどの程度まで話すことが許されているのか。どういう過程をたどって決められていったか、専門的な知識を持つ裁判官がどうリードしていったかなど、実際の体験談をどの程度自由に発言することができるのか。そういう裁判員経験者のよかったという意見がどれだけ出るかということが、今後のPRに関係してくるのではないかと思う。

- ◎ 裁判員を経験した人の声として、裁判員になる前はあまりやりたくなかった人の方が多いが、やってみたら圧倒的多数の人がよい経験だったと感じているという統計的なデータがある。

経験者の具体的な声ということでは、裁判所では、裁判員経験者に集ってもらい、意見交換会を実施している。そこには裁判所、検察庁、弁護士会からも出席し、マスコミにも取材してもらっている。そこでは、どの程度意見が出ているか。

- やはり、守秘義務の関係で、感想や、裁判官と裁判員でどういう評議をし

たかなどのお話を、具体的な事件の内容に触れないように抽象化して話してもらうにとどめざるを得ない。実際に出たとしても、公にすることはできない。

- 神戸地裁管内では、裁判員経験者の意見交換会を年4回程度実施している。1回にそれぞれ6人から8人くらいの裁判員経験者に出席していただき、検察官、弁護士、裁判官も参加している。意見交換会の内容は、裁判所のウェブサイトに議事録を掲載して公開しているので、そこで詳細な意見交換会の内容を見ていただける。また、意見交換会は、マスコミにも取材してもらっており、新聞記事になることもある。
- 以前の神戸地方裁判所委員会でも裁判員制度がテーマになったことがあり、その時にも、「重大な事件についての裁判に、素人が引っ張り出されるのか。」という感想を持った。軽微な事件を対象にすると数が相当多くなるので、重大な事件が裁判員裁判の対象になるということによいか。
- ◎ 数だけでの問題ではないが、対象が広くなるとそれだけ裁判員や候補者の数が増える、そういう制度で果たして回っていくかということも考え、むしろ重い事件に国民の意見を反映させようとしているのが、今の制度である。
- 裁判員制度の問題を考えたときに、マクロ的な視点とミクロ的な視点で考える必要があると思う。次世代によい形でバトンタッチするという国民の義務として考えると、裁判員制度は、裁判に関して国民に門戸が開かれたものであり、裁判員に関わった人の問題解決能力が上がり、国民的レベルが上がるのが期待できるもので、必要なよい制度だと思う。その中で、問題を少なくし、この制度を皆でどう育てていくかということを考えて、マスコミの在り方が大きいと思う。ネガティブな報道が多いと、一般的な人はどうしても身構えてしまう。具体的な記事よりも見出しで大きく書かれていることに影響されやすい。次世代にどう伝えるか、民度の高い国民をどう育てるかということを考えて、マスコミに機能してもらいたいと思う。

最近、「12人の優しい日本人」という陪審制度の映画を見たが、こうい

うものを見ると、陪審制度はなかなかよいものだという意見につながることになる。こういうポジティブなものを増やし、ネガティブなものを減らすことが必要ではないか。

次世代にどう啓蒙していくかという話で、検察庁で「トライやる・ウィーク」に中学生を受け入れているという話があったが、柔らかい頭の彼らにもっとたくさん啓蒙できないかと思う。「トライやる・ウィーク」だとそこに行くという意志がある子を連れてくることになるが、興味のない子にも知らせるような試みが必要ではないかと思う。

- 広報して、裁判員になりたいという人が増えるのがそんなにいいことなのかということをお願いしたい。裁判員になるということは、被告人の人生にどれだけ連れ添うか真剣に考えるということである。そうすると、そんなにたくさんやるはずもないし、そんなにたくさんやりたいと思うものでもない。やらないといけないうこと、やるべきであることははっきりしているが、もっとやりたい、今度もやりたいと次から次に出てくるようなものなのか。そうではなく、なぜ我々が裁判員制度に参加していかないといけないうのか、そこをゆっくりと丁寧に説明して分かってもらうことが大事なのではないか。

模擬裁判をやると、同じ人がたくさん来るが、やりたいという人が何を考えているのかと思ったことがある。人の人生に関わるのはそんなに簡単なことではないと思う。

だから、裁判員制度に参加してくださいと言うのと同時に、なぜ参加しないといけないうのかということ丁寧に教えること、嫌でも好きでもこういう社会なんだよ、これがいいことなんだよという教育をしっかりやっていくことを考えないといけないうと思う。法教育のすそ野を広げていくなかで、司法の役割を丁寧に教えることが、少しずつ変わっていく原動力になるのではないか。

やる前はやりたくないという意見が多く、その中に、人の人生に関わる問

題であり怖いという意見があったという話があり、一方において、裁判員をやった後は非常によかったと言っている人がいる。判決でこれだけの刑を言い渡したということについて、その人はどういう責任の捉え方をして、現在よかったと思っているのか、その気持ちの変化、よかったと思うようになった経緯をもっと述べてほしいと思う。当初は精神的負担が大きいと思った点について、その後どう変わったのか知りたいと思った。

- 今御意見を言われているのは、アンケートなどの絶対的な実験結果を基にしゃべっておられるわけではない。ある各論を例に取ってしゃべっておられる。となると、それは極論かもしれない。だから、広報とともに考えるべきことは、きちんとデータの処理をすることだと思う。私が一番気になっているのは、国民が自主的に参加するということに対してそう思わないというネガティブな意見の理由であり、これを是非とも知りたい。正当な理由なのか違うのか分からないので意見が言えないが、そういうことをきちんと押さえてディスカッションしないと次に生かせないのではないかと危惧する。
- ◎ データとして、辞退する人の割合がじわっと増えている、あるいは、辞退の申出がないので呼出状を出したが特に理由を告げることなく当日来なかったという人の率が増えている。最初は8割を超える高い割合で呼出しに応じていただいて、それは日本国民の責任感の強さであろうと肯定的な評価をしていたが、少しずつ出席率が下がってきている。その下がっているということについて、これからの制度を考えていく上で、何か注意しないといけないことがあるのではないか、何か対応策を取らないといけないことがあるのではないか、そこが見えないところがある。データの分析についてもそれなりに試みてはいるが、特定の層だけ出席率が下がったとか特定の年代だけ偏りが出たというわけでもなく、その辺りデータを見るだけではなかなか絞り切れない状況にある。

一方で、多くの経験者のよい経験だったという意見は変わっていない。そ

こは、なぜよかったかとか、なる前に抱いていた不安やなりたくないと思っ
た要素などがなぜ変わったのかということについて、もう少し具体的に細か
く見ていかなければならないのかもしれない。

このギャップがあるので、この経験してよかったという意見をもう少し具
体的に知らせることによって、こちらが今危惧していることに対して何らか
のよい影響があるのではないかという期待もあり、今日はこういう取り上げ
方をしている。そういう意味ではいろいろな問題点を御指摘していただいた
と思う。

- 私自身大学生を教えており、特に法教育という点では、これから社会人にな
っていく大学生に対する教育が重要ではないかと思う。私のキャンパスに
は経済学部と経営学部があるが、これから就職してこういう話が来た時には
積極的に参加すべきだという念を押すという意味で、この年代の子たちに教
育する意味があるのではないかと思う。法学部の先生などであれば、積極的
に自分のゼミに出前講義など頼んだりしているのかもしれないが、私も含め
そうでない先生にはそういう発想がないと思う。出前講義は、20人以上の
団体であれば依頼できるということであるが、専門がまだはっきりしない大
学1、2年生のゼミなどであれば、どんなことでも社会に関わるのが大事
であると考えている先生が多いし、ニーズもあると思う。実際には、どの程
度大学からのニーズがあって、対応しているのか。

また、アメリカの陪審制度では、人種の比率によって本来出してはいけな
いような判決を出したというような報道も何件かされていたが、日本の場合、
被告人が外国人であるとか、外国人の背景を持っているような場合に、選任
の時に、それについて配慮されるようなことがあるのか。また、そのような
ことが議論になったことはあるか。

- 選任は無作為抽出なので、そういう配慮は一切ない。

裁判員の属性によって左右されるような情報というのは集めないし、提供

もしない。そういった状況の中で、当事者は、例えば、理由を付さない不選任請求なども可能であるが、そもそも情報を持たないので、一つの方向性によってそれを行使するという事はないと思う。

- 出前講義は、最近では、昨年から初めており、これまでに、神戸地方裁判所委員会の委員から紹介いただいた2か所の団体で行った。一つ目の団体では約100人に、もう一つの団体では幹部職員を中心に24人に参加いただいた。現在行ったのはこの2か所であり、大学にはまだ行けていない。

裁判所に団体傍聴に来られた際にも裁判員制度についての説明会を行っており、これには大学からも来ていただいている。大学のみの数ではないが、平成25年には約30団体、年間約800人に参加していただいている。

- 大学のゼミを運営している立場からすると、なるべく社会に関わらせようと考えている先生が多いと思うので、広報について改善策を考えているのであれば、大学のインターンシップの窓口などで、もっと気軽に申し込んでくださいというように言えば、多くの先生が対応してくれると思う。

- 今後は、法学部以外の学部に対する広報も検討する。

- ◎ 出前講義に参加していただいたお二人の委員に、感想などお聞かせいただきたい。

- 出前講義では詳しく説明をしてもらい、とても分かりやすかった。話を聞いて、実際、自分に通知が来たらどうしようかと考えた。広報誌がとても分かりやすかったので、もう少し皆さんに出されたらどうかと思った。

- 私たちは、仕事の都合から民事関係では裁判所に関わりがあったが、刑事関係では当然関わりもなかったもので、どちらかというとながティブな形で聞き始めたと思う。しかし、非常に丁寧に説明をもらい、どんな質問にも答えてもらったので、時間は掛かると思うが色々な機会を捉えて、学校はもちろん企業などにも説明をしていくという地道な活動が大事だと思った。まだ

5年しかたっていないのだから、良い悪いではなく、基本的にはこれを続けていくんだという前提で、広報を地道にしていくしかないのではないか。

- 裁判員の候補者に選ばれた時の通知にはどういうことが書いてあるのか。候補者が気になるようなことについて、今日説明していただいたような情報が書いてあると、辞退率の低下につながるのではないか。例えば、時間がどれくらい取られるのか、生々しい写真を見るようなことがあるのか、被告人との関係で悪い形で後を引くようなことがないかなどについてのQ&Aみたいなものがあれば、垣根が低くなるのではないか。
- 候補者名簿に載った時点で、裁判員ナビゲーションを送っており、それを読まれた方は裁判員裁判の概要が分かる。

実際に裁判員候補者に選定された段階で、日程をお知らせする。その段階で裁判員ナビゲーションを読む方もおられるのではないか。また、説明DVDも一緒に送っているので、それを御覧になる方もおられると思う。

ただ、生々しい写真があるかどうかなどの説明は、その段階ではしていないと思う。候補者に選ばれた方は、どんな事件に当たるかについては、当日に初めて知ることになる。それは、あらかじめこの事件は嫌だとか先入観を持たれて参加するしないを決められては困る、また、担当する前に事件の情報を御自分で集めるなどされると困るという趣旨からだと思う。

- ◎ 日程、つまりどの程度拘束されるかということは、選任期日の呼出しの時にお知らせしているが、選任期日の中で初めて、担当してもらう事件の内容や、写真などを見る可能性の有無について説明し、不安があったら申し出てくださいと説明するという仕組みである。
- そうすると、通知を受け取った時には、写真を見せられる可能性があると思って辞退してしまう人がいるかもしれない。そうならないように、一般的な配慮についてだけでも書くとよいと思う。
- 先ほど、「裁判員になりたい、になりたい。」というのは違うという意見があ

ったが、そのとおりだと思う。

報道機関は、取っつきやすい話題があればニュースにすることが多いが、一方では、啓発のシンポジウムなどのお知らせや取材などもしている。

例えば、制度改革がある時には、新聞などで政府広報などしていることがあるが、裁判員裁判について全国紙に載せるようなことは減っているのか。

○ 新聞紙面を通じての広報は、最近は見えていない。一時期、テレビで、少し出たことはあると思う。

◎ 裁判所のウェブサイトには、裁判員制度に関するページがあり、そこには、映画、Q & A、運用状況についての情報などもある。大々的に打って出ているというわけではないが、そこを見てももらえれば分かりやすいというものではある。新聞の一面全部を使ってというようなことはやっていない。

制度が始まる前には、映画を作ってDVDを配布したり、イベントをやったりすることもかなりあったが、今はむしろ出前講義のような地道な取組をしているというのが実情である。

今日のお話を伺っていると、こちらが持っている問題意識もそうであるが、以前にやっていたようなことも含めてもう少し制度自体を分かりやすく説明することも、出前講義等の機会に行うことが大切なのかなと感じた。

いろいろな角度からの御意見をいただいたので、これらの御意見を踏まえて、今後の広報に生かしていきたい。

5 次回の議題

裁判所における女性職員の登用拡大について

6 次回期日

平成27年7月7日